

## 6. 令和7年度 風の森 事業計画

### 1. 目的

障がいのある人が、どんなに障がいが重くても、住み慣れた地域の中で自分らしく安定した生活ができるよう、必要となる福祉サービスを提供し、利用者さんの自己実現に向けて支援することを目的とする。

### 2. 基本方針

風の森の主役は利用者さん一人一人であることを徹底し、従事者は利用者さんの良き伴走者として、常に利用者さんの立場に立ち、利用者さんにとって必要な支援を行う。また従事者は自己研鑽に努め、利用者さんの理解を深め、共通理解のもと共通支援に努め支援の質の向上に努める。そして、全ての従事者の行動が、利用者さんの権利を侵害し、虐待につながるものでないことを日々振り返り、支援に必要な情報を共有し、利用者さんの自己決定を尊重した支援を行う。

### 3. 支援の方針

- (1) 利用者さんの人権を尊重し、権利擁護と虐待防止に努める。
- (2) 利用者さんが主体となり、自己決定に基づいた支援に努める。
- (3) 利用者さんの健康と安全管理に努める。
- (4) 利用者さんを中心に家庭・地域・行政及び関係機関との連携に努める。
- (5) 利用者さんの背景にあるご家族の考えを理解し、ご家族を含め総合的な支援に努める。

### 4. 事業所の概要

- (1) 設置主体 社会福祉法人なごみかぜ
- (2) 開設年月日 平成24年4月1日
- (3) 定員 20名
- (4) 施設 敷地面積 997.27㎡ 延床面積390.50㎡ 鉄骨造折板平屋建
- (5) 従業員の構成 総数 21名
  - 管理者（サビ管兼務） 1名
  - 看護師 2名
  - 生活支援員 11名
  - 調理員 1名
  - 昼食介助員 3名（内、送迎との兼務2名）
  - 事務員 1名
  - 送迎運転手 3名
  - 清掃 1名

## 5. 具体的な支援の内容

### (1) 作業活動

- ・請負作業／西谷商店・ひしだい製茶・日野金属など、地元企業と連携し受託。
- ・手芸品等の自主製品制作
- ・ぶどうの収穫及び販売
- ・千両の収穫及び販売
- ・なごみかぜ工房の畑の収穫（補助）

### (2) 作業活動による賞与の支給

年度末に、一年間の作業収入の総額から経費を差し引いたものを賞与として利用者さんに支給する。

### (3) 主な年間行事

- 5月 B B Q
- 6月 防災訓練
- 7－9月 グループ外出
- 10月 総合防災訓練
- 11月 風の森まつり
- 12月 クリスマス会
- 1月 成人式
- 2月 節分の会
- 3月 活動納めの会

### (4) 健康診断

内科健診（9月、3月）、法人健康診断（2月）

### (5) 地域生活の支援

家庭と連携し地域生活が充実されるよう必要な支援に努める。

### (6) 虐待防止（身体拘束の適正化）と権利擁護

従事者は利用者さんとそのご家族に対して誠実に接し、権利擁護に努める。支援中に従事者が虐待と疑われる行為（不適切な支援を含む）をおこなった、もしくは発見した時は事象の大小にかかわらず、必ず管理者及び虐待防止マネージャーに報告する。管理者及び虐待防止マネージャーは、行政に報告するとともに改善策の説明等必要な措置をとる。

### (7) 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を置くと共に、苦情受付箱を設置し、苦情への適切な対応に努め、利用者さんの権利を擁護し、日常的に信頼関係を築き、サービスの質の向上に努める。

(8) 支援会議の開催

支援会議を実施し常に目的・基本方針・支援方針を確認し、サービスの向上に努める。  
また、日々の支援を振り返り課題の解決と支援の質の向上のため、ケース会議を随時開催する。

支援会議は毎月第一金曜日の午後2時30分から5時に開催。

ケース会議は原則水曜日を除く午後4時15分から5時で開催。

(9) 職員の健康管理

職員は自ら心身共に健康な状態を維持するよう努める。

(10) 職員の自己啓発・自己研鑽

職員は日頃から人間性の涵養(かんよう)に努め、利用者さんの支援に関する知識と技術の向上のための自己啓発と自己研鑽に励むものとする。

6. 風の森の取り組む課題

(1) 利用者さんにご家族の要望に沿った活動の計画

職員は様々な方法を考え可能な限り利用者さんの自己決定に基づく支援を組み立て、ご家族からの要望に沿った活動を行うよう努める。

(2) 利用者さんの権利擁護と虐待防止(身体拘束適正化)研修の充実

自らの支援を振り返り、利用者さんの権利侵害や不適切な支援を含めた虐待行為になっていないことを日々検証する。

(3) 自然災害に伴う利用者さんの安全確保と家庭や地域との連携

地震や水害などの自然災害に対するBCPに基づく訓練を実施し、利用者さんの安全の確保に努める。また、利用者さんのご家族と災害発生時における連携のための訓練を実施し、地域との連携を深め災害発生時における協力体制を構築するよう努める。

6月／火災訓練(初期消火・通報・避難訓練)

10月／総合防災訓練(初期消火・通報・避難・応急手当・防災機器使用訓練)

(4) 次世代の人材の育成と職員の資質の向上

新規採用者から中堅職員の研修を充実し、将来的に中心的に活躍できるよう育成に努める。

(5) 法人内と法人外部(地域・関係機関等)との連携

日々、多様化する福祉サービスの提供において、法人内で情報共有を深め必要に応じて法人外の機関との連携を深めるようにする。

